

# 指定居宅介護支援事業所ひまわり 運営規程

社会福祉法人上士幌福寿協会

# 社会福祉法人上士幌福寿協会指定居宅介護支援事業所ひまわり運営規程

## 第1章 総 則

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人上士幌福寿協会が開設する社会福祉法人上士幌福寿協会指定居宅介護支援事業所ひまわり（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態」という）にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護状態になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という）が多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行なう。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅サービス事業者、他の指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設等との綿密な連携を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないように、公正中立な業務に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

4 事業所は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 社会福祉法人上士幌福寿協会指定居宅介護支援事業所ひまわり
- (2) 所在地 河東郡上士幌町字上士幌東2線242番地

## 第2章 職員の定数、区分及び職務内容

(職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（介護支援専門員と兼務）

管理者は、事業所の従業員の管理、指定居宅介護支援の利用者の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行なうとともに従業員に事業運営に必要な指揮命令を行う。

- (2) 介護支援専門員 2名（非常勤専従1名、管理者と兼務1名）

介護支援専門員は介護サービス計画の作成及び指定居宅サービス事業者等との連絡調整など、介護支援サービスの提供及び市町村からの受託に基づく要介護認定調査業務に当たる。

- (3) 事務員 3名（他施設と兼務）

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日とする。但し、土、日、祝祭日、12月31日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとする。

### 第3章 介護サービスの取り扱いに関する基準

(居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

(1) 相談体制

事業所に相談室を整備し、利用者からの相談に適切に対応する。

(2) 課題分析表の種類

利用者に対する介護サービス計画原案作成のために使用する課題分析方式については、「居宅サービス計画ガイドライン（全社協方式）」とする。

(3) 介護サービス計画の作成

(4) サービス担当者会議

介護サービス計画原案に対し、専門的な見地から意見を求めるため、当該計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議を事業所内会議室において開催する。

(5) 居宅訪問

居宅サービス計画作成に当たり、利用者の置かれている環境の評価や現に抱えている問題を把握するため、居宅訪問による面接調査を行う。

また、当該計画作成後においても、居宅サービス計画の実施状況等を把握し、サービス計画の変更など、利用者等が求めるサービスが適切に提供されるよう居宅訪問などの方法による支援を行う。

(6) その他、利用者の自立した生活の支援を効果的に行うために必要と認められるサービスの提供を行なう。

(費用等)

第7条 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。

- (1) 自動車を使用した場合の交通費は事業の実施地域を越えてから1キロメートルにつき40円を徴収する。

- 2 前項の費用の支払を受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、原則として上士幌町の区域とする。

### 第4章 その他管理に必要な事項

(その他運営についての留意事項)

第9条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の資質を高めるための研修会の機会を積極的に設けるものとし、又事業体制を整備する。

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するものとする。

- 3 従業員であったものに、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人上士幌福寿協会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業者は、利用者及び障害児の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業員

者に周知徹底を図る

- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置  
(業務継続計画の策定等)

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第12条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

事業所において、介護支援専門員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

## 附 則

この規程は、平成26年4月1日から実施する。

この規程は、平成26年4月8日から実施する。

この規定は、平成26年8月5日から実施する。

この規定は、平成27年5月26日から実施する。

この規定は、平成28年4月1日から実施する。

この規定は、平成28年7月1日から実施する。

この規程は、令和2年8月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。